

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

新型コロナウイルスの影響を踏まえた液石法の各種期限の延長追加措置について
(お知らせ)

3月18日付け「全L協保安元第88号」及び4月13日付け「全L協保安2第4号」において、新型コロナウイルスの影響を踏まえた液石法等の各種期限延長措置のご連絡させていただきました。このたび、更なる延長追加措置が、6月26日付で公布、施行されましたのでお知らせいたします。詳細については下記の経済産業省ホームページをご参照ください。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

記

【改正の概要】

- (1) LPガス供給設備・消費設備の点検・調査の猶予措置・周知
 - 令和2年4月10日の省令一部改正・告示制定により、供給設備・消費設備の点検・調査及び周知について、令和2年4月10日から同年9月30日までに点検・調査期間を迎える場合には、その期限を4カ月延長した。
 - 今般、延長先の点検・調査・周知等の業務過多を回避するための措置として、4カ月延長を可能とする対象期間を令和2年10月1日から同年11月30日まで拡大する。
 - なお認定販売事業者告示による5年点検・10年の点検・調査についても同様の延長措置を講ずることとする。
- (2) 認定販売事業者の保安確保機器の期限管理の延長措置
 - 現行法令上、認定販売事業者は認定対象消費者の供給設備及び消費設備に保安確保機器を設置することとしている。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年4月から同年7月までに管理期間が終了するガスメーターの期限管理については6カ月、また、令和2年4月から同年11月までに管理期間が終了するその他の保安確保機器の期限管理については4カ月、それぞれ延長できることとする。
- (3) 業務主任者の義務講習受講期限の再延長
 - 令和2年3月17日の省令一部改正・告示制定により、業務主任者が選任後6月以内に受けさせなければならない義務講習について、令和2年2月1日から同年6月30日までに受講期限を迎える場合には、その期限を6カ月延長した。
 - 今般、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに受講期限を迎える場合には、令和3年3月31日まで(令和2年度内)に受講すればよいものとする。

【経産省ホームページ掲載アドレス】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/06/20200626-02.html

以 上

発信手段：Eメール、保安部：高木、橋本

新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について (液石法施行規則に規定する期間再延長及び猶予措置)

1. 本件の概要

2020年6月26日
経済産業省

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、法令に定める事務について方法を改める。

業務主任者

(猶予期間の延長)

選任後、講習を受けさせなければならない期間
(6月以内) が
**令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に終了する場合は、
期間が令和3年3月31日まで延長**されます。

前回 (R2.3.17) の措置

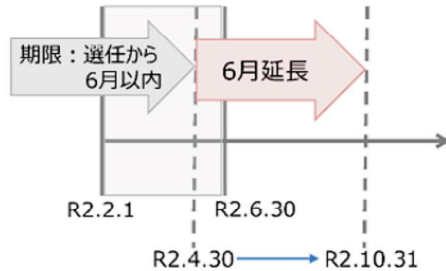
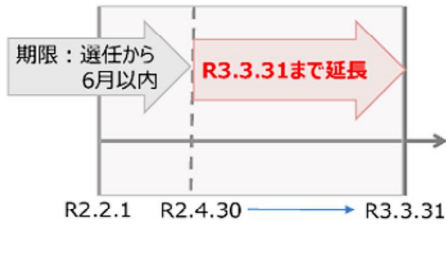
対象：期限が**令和2年2月1日から同年6月30日まで**に到来する場合

延長：上記期限から、**6カ月延長**

今回の措置

対象：期限が**令和2年2月1日から令和3年3月31日まで**に到来する場合

延長：**令和3年3月31日まで延長**

参照条文：液化石油ガス法 規則第23条

LPガス供給設備点検 消費設備調査等 (認定販売事業者も含む)

(猶予対象の追加)

左記の**点検・調査期間**が
令和2年10月1日～11月30日
の間に終了する場合は、
下記のとおり**点検・調査期間を4カ月延長**することが可能となります。

前回 (R2.4.10) の措置


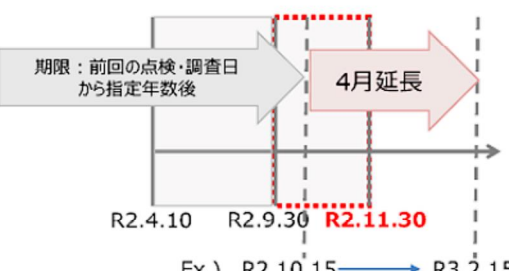
対象：期限が**令和2年4月10日から同年9月30日まで**に到来する場合

延長：上記期限から、**4カ月延長**

今回の措置

対象：期限が**令和2年10月1日から同年11月30日まで**に到来する場合

延長：上記期限から、**4カ月延長**

参照条文：液化石油ガス法 規則第36条、第37条、第38条、第50条

認定販売事業者による LPガス保安確保機器 期限管理

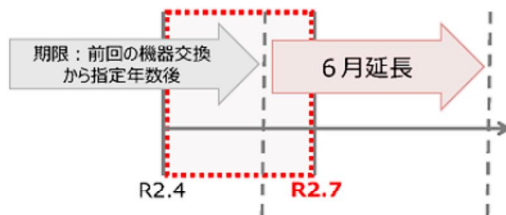
左記の**管理期間**が
令和2年4月～7月(ガスメーターの場合)
 又は**令和2年4月～11月(その他の機器の場合)**
 の間に終了する場合は、
 下記のとおり**管理期間を6カ月(ガスメーターの場合)**
 又は**4ヶ月延長(その他の機器の場合)**
 することが可能となります。

今回の措置

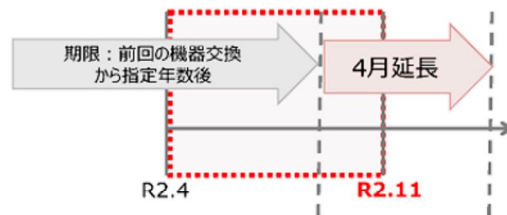
対象：(①ガスメーター) 期限が**令和2年4月から同年7月まで**に到来する場合
 (②その他の機器) 期限が**令和2年4月から同年11月まで**に到来する場合

延長：上記期限から、(①ガスメーター) **6カ月延長**、(②その他の機器) **4カ月延長**

①ガスメーターの場合



②その他の保安確保機器の場合



参照条文：液化石油ガス法 認定販売事業者告示第5条

2. 主な改正の内容

(1) LPガス供給設備・消費設備の点検・調査の猶予措置

- 令和2年4月10日の省令一部改正・告示制定により、供給設備・消費設備の点検・調査及び周知について、令和2年4月10日から同年9月30日までに点検・調査期間を迎える場合には、その期限を4カ月延長したところ。
- 今般、延長先の点検・調査業務過多を回避するための措置として、4カ月延長を可能とする対象期間を令和2年10月1日から同年11月30日までとする。
- なお認定販売事業者の点検・調査についても同様の措置を講ずることとする。

(2) 認定販売事業者の保安確保機器の期限管理の延長措置

- 現行法令上、認定販売事業者は認定対象消費者の供給設備及び消費設備に保安確保機器を設置することとしている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ガスメーターの期限管理においては令和2年4月から同年7月までに管理期間が終了するものについて6カ月、またその他の保安確保機器の期限管理においては令和2年4月から同年11月までに管理期間が終了するものについて4カ月それぞれ延長できることとする。

(3) 業務主任者の義務講習受講期限の再延長

- 令和2年3月17日の省令一部改正・告示制定により、業務主任者が選任後6月以内に受けさせなければならない義務講習について、令和2年2月1日から同年6月30日までに受講期限を迎える場合には、その期限を6カ月延長したところ。
- 今般、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに受講期限を迎える場合には、令和3年3月31日まで(令和2年度内)に受講すればよいものとする。